

安全管理の取組状況の自己チェックリスト

(※)代表者（経営者）又は安全統括管理者等は、以下のチェックリストを活用し、少なくとも年に1回、安全目標の達成状況や安全管理の取組状況を点検しましょう。また、チェックリストは記録・保管し、次回のチェックの際、前回との比較を行いましょう。

			前回点検日	R4.3.24
			点検日	R5.3.22
	自己点検チェックポイント	判定	特記事項	
1	代表者（経営者）は、法令を守ること、安全を最優先とすることなどの考え方を盛り込んだ安全方針を作っている。	○		
2	代表者（経営者）及び安全統括管理者は、安全方針を事業者内部に周知している。	○		
3	代表者（経営者）及び安全統括管理者は、安全方針を実現するため、1年ごとに安全目標を定め、その目標を達成するための具体的な取組計画を作っている。	○		
4	安全運行に努め、安全目標を達成している。	○		
5	重大事故が発生した場合の対応方法を決めている。	○		
6	ハザードマップ等を活用してリスク評価を行った上、自然災害が発生した場合の対応方法（防災の基本方針を含む。）を決めている。	○		
7	代表者（経営者）は、安全に必要な設備の更新・整備や人員の配置等を行っている。	○		
8	安全統括管理者は、その職務を把握し、社員・職員を指揮・指導し、安全目標の達成に向けた取組を積極的に行っている。	○		
9	安全統括管理者は、代表者（経営者）との連絡を密にし、輸送の安全に関する情報を集め、代表者（経営者）に報告している。	○		
10	事業者は、安全管理の実施体制における各自の責任・役割を明確に定めている。	○		

11	事業者は、安全管理の実施体制における各自の責任・役割は周知している。	○	
12	事業者内部において、輸送の安全に関する定期的な話し合いを行っている。	○	
13	代表者（経営者）は、社員・職員と直接話す機会を作り、安全に関する指示・指導をしたり、社員・職員から意見・要望を聴いたりしている。	○	
14	旅客または荷主から輸送の安全に関する意見・要望を収集している。	○	
15	関係法令や事業者で定める規則を遵守して、安全運行している。	○	
16	安全管理・運行管理に関する事業者で定める規定が適切に管理されている（必要な部署への配布・保管、改廃手続きの適切な実施と表示）。	○	
17	（トラックの場合）委託先事業者の輸送の安全を阻害することをしないようにしている。		
18	安全運行に必要な教育・訓練を定期的実施している。	○	
19	代表者（経営者）や安全統括管理者等は、外部が主催する運輸安全マネジメントに関する研修等に参加している（事業者内部の教育の受講も含む）。	○	
20	18及び19の教育・訓練等の実施状況を記録している。	○	
21	事故が発生した場合、代表者（経営者）まで事故の情報が現場から報告されるようになっている。	○	
22	発生した事故の再発防止策を考え、実行している。		事例なし 体制の整備はできている
23	ヒヤリ・ハット情報を集め、事故防止に活用している。	○	
24	他の事業者の事故事例などを集め、事業者自らの事故防止に活用している。	○	
25	緊急通報・連絡先を少なくとも1年ごとに見直し、電話番号等に変更がないかどうか確認をしている。	○	

26	21から25の実施状況を記録している。	○	
27	事故が発生した場合、必要な報告を国土交通省にしている。（報告が必要な場合）		事例なし
28	代表者（経営者）は、自然災害が発生した場合の対応方法（防災の基本方針を含む。）を自ら又は安全統括管理者に指示するなどして、社内に周知している。	○	
29	自然災害等が発生した場合の対応方法等について、必要に応じて、想定シナリオを作成し情報伝達訓練や騎乗シミュレーション等の訓練を実施している。	○	
30	代表者（経営者）は、少なくとも年に1回は安全の確保に向けた取組状況（安全目標、安全目標達成に向けた取組、安全管理の取組体制、情報の伝達体制、事故防止策、教育・訓練等）を点検し、問題があれば改善している。	○	
31	30の実施状況を記録している。	○	
32	安全方針、安全目標が委託先事業者に周知されている。		
33	委託した管理業務に適用される管理の方法とその取組内容を委託先事業者に明らかにしている。		
34	委託先事業者に安全管理体制の構築・改善を要請・指導している。		
35	委託先事業者の安全方針、安全目標が委託元事業者の安全方針、安全目標を踏まえたものとなっている。		
36	委託先事業者と相互の連絡体制の構築、情報の共有がなされている。		
37	委託した管理業務の実施状況を定期的に点検し、必要な改善を行っている。		
38	37の実施状況を記録している。		

※実施している場合は『判定』欄に○、実施していない場合は×を記入すること。

※『特記事項』欄には、自社で行っている取組の概要や取組が困難な理由・問題、前回のチェック時から改善した点などを記入すること。

安全の確保の状況の点検の結果判明した問題とその解決のため対応した状況

判明した問題	実施日	解決のため対応した状況
<p>コロナの影響が少なくなって来て、大型バスを中心に稼働が少しずつ増え始めてはいるが、元々稼働の少ない小型バスなどはたまに運行させるとあちこち不具合がでてしまい、場合によっては一本運行した際の売り上げを超える額の修理代が掛かってしまうこともある。</p>	<p>R5.3.22</p>	<p>小型バスに関しては現在製造もされておらず、現在所有しているバスは古くなっており、また古いためメーカーにすら部品が無いものもあり、修理のための時間とコストがかかり過ぎる割には稼働が少なく、コストパフォーマンスが低いどころかマイナスになる可能性が高い状況のため、タイミング的にはかなり遅いが、コロナ特例の休車を利用するなど、今後の対応を検討する。</p>

令和5年3月23日

実施者： 代表取締役 長船 雄祐